

信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

I. 経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。
- ・ 金融機関における信用リスク管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。また、債務者の実態を把握し、債務者に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援を行うことは信用リスク削減の観点からも重要である。
- ・ 検査官は、金融機関の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な信用リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。

なお、金融機関が採用すべき信用リスク評価方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度な信用リスク評価方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。
- ・ 検査官は、検証に当たって、本チェックリストに加え、必要に応じ、金融円滑化編チェックリストに記載された信用リスクに関する項目についても留意する。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、信用リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ II. 以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、信用リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、信用リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、信

用リスクの所在、信用リスクの種類・特性及び信用リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに信用リスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該金融機関の信用リスク管理の状況を的確に認識し、適正な信用リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は信用リスク計測・分析方法（手法、前提条件等を含む。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。また、担当取締役は、債務者の実態を把握し、必要に応じ債務者に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援を行うための具体的な方策を検討しているか。

②【融資部門等の戦略目標の整備・周知】

取締役会は、金融機関全体の戦略目標と統合的な融資部門等の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。融資部門等の戦略目標の策定に当たっては、自己資本の状況を踏まえ、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ 収益確保を優先するあまり信用リスク管理を軽視したものになっていないか。特に、長期的な信用リスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③【信用リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、信用リスク管理に関する方針（以下「信用リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。また、金融円滑化管理方針との整合性を確保しているか。

- ・ 信用リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 信用リスク管理に関する部門（以下「信用リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 信用リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減に関する方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、信用リスク管理方針に則り、信用リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「信用リスク管理規程」という。）を信用リスク管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、信用リスク管理規程についてリーガ

ル・チェック等を経て、信用リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【信用リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程に則り、信用リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。¹
- (ii) 取締役会は、信用リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、信用リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。²
- (iv) 取締役会等は、信用リスク管理部門について営業推進部門等からの独立性を確保し、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

③【営業推進部門等における信用リスク管理態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、管理すべき信用リスクの存在する部門（例えば、営業推進部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。例えば、管理者に営業推進部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。
- (ii) 取締役会等は、管理者又は信用リスク管理部門を通じ、営業推進部門等において、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。

④【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的には又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑤【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。³

¹ 信用リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が信用リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が信用リスク管理を担当する場合等）には、当該金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

² 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

³ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

⑥【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門に、信用リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁴例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 信用リスク管理態勢の整備状況
- ・ 信用リスク管理方針、信用リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信用リスク管理プロセスの適切性
- ・ 信用リスク評価の限界・弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ 信用リスク評価方法（手法、前提条件等を含む。）の妥当性
- ・ 信用リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑦【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【信用リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての信用リスク管理の状況に関する情報に基づき、信用リスク管理の状況を的確に分析し、信用リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⁴ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、信用リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ. 管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及び信用リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ Ⅱ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 管理者の役割・責任

① 【信用リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、信用リスクの所在、信用リスクの種類・特性及び信用リスク管理手法を十分に理解し、信用リスク管理方針に沿って、信用リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた信用リスクのコントロール及び削減に関する取決めを明確に定めた信用リスク管理規程を策定しているか。また、管理者は、信用リスク管理における債務者の実態把握や債務者に対する経営相談・経営指導等を通じた経営改善支援の重要性を踏まえて、信用リスク管理規程を策定しているか。信用リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。さらに、信用リスク管理規程は、金融円滑化管理規程との整合性を確保しているか。

② 【信用リスク管理規程の内容】

信用リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、信用リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 信用リスク管理部門の役割・責任（問題債権として管理が必要な債権の範囲及び問題先に対する取組方針を含む）及び組織に関する取決め
- ・ 信用リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
- ・ 信用リスク評価方法に関する取決め
- ・ 信用リスクのモニタリング方法に関する取決め
- ・ 取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③ 【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程に基づき、適切な信用リ

スク管理を行うため、信用リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

- (ii) 管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点・問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。
- (iii) 管理者は、統合的リスク管理方針等に定める新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、事前に内在する信用リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。⁵
- (iv) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い信用リスク管理システム⁶を整備しているか。
- (v) 管理者は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応のうち、金融円滑化の趣旨に照らして、不適切又は不適切なおそれのあるものについて、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告する態勢を整備しているか。
- (vi) 管理者は、信用リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (vii) 管理者は、定期的には又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【信用リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に信用リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的には又は必要に応じて随時、信用リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて信用リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 信用リスク管理部門の役割・責任⁷

①【審査部門の役割・責任】

- (i) 審査部門は、例えば、営業推進部門等から独立し、審査部門の担当取締役は営業推進部門等の取締役が兼務していないなど、営業推進部門等の影響を受けない体制となっているか。なお、審査部門が営業推進部門等から独立していない場合及び審査部門の担当取締役が営業推進部門等の取締役と兼務している場合には、適切な審査を行うための牽制機能が確保されているか。

⁵ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ．3．④を参照。

⁶ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

⁷ 信用リスク管理部門として以下に記載のある審査部門、与信管理部門及び問題債権の管理部門について、組織形態としてこれらの部門が設置されているかを検証するのではなく、これらの部門の役割・責任が機能として果たされているかを検証することに留意する。

- (ii) 審査部門は、与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性を踏まえて適切な審査及び管理を行っているか。例えば、シンジケート・ローンに参加する場合、借入人について適切に実態を把握し融資判断を行っているか。また、シンジケート・ローンやプロジェクト・ファイナンスへの参加等において、いわゆるコベナンツを用いる場合には、これを適切に設定・管理を行う態勢となっているか。⁸
- (iii) 審査部門は、営業推進部門等において、審査部門の指示が適切に実行されているか検証しているか。
- (iv) 審査部門は、営業推進部門等に対して、健全な事業を営む融資先の技術力・販売力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しすぎないように周知徹底を図るとともに、営業推進部門等が適切に実行しているか検証しているか。
- (v) 審査部門は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応のうち、金融円滑化の趣旨に照らして、不適切又は不適切なおそれのあるものについて、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告しているか。

②【与信管理部門の役割・責任】

- (i) 与信管理部門は、与信先の業況推移等の状況等について、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理する機能と権限を有しているか。また、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフ・バランス項目（市場取引に係る信用リスクを含む。）について、統合的に管理する態勢となっているか。
- (ii) 与信管理部門は、直面する信用リスクを洗い出し、洗い出したリスク・プロファイルを踏まえ、管理対象とするリスクを特定しているか。また、当該金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、信用格付等を用いて信用リスクの評価・計測を行っているか。
（信用格付についてはⅢ. ④【信用格付】、信用リスクの計測手法については、Ⅲ. ⑪【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】を参照）
- (iii) 与信管理部門は、クレジット・リミットの設定や与信集中リスクの管理等を通じて、信用リスクを適切にコントロールしているか。
（クレジット・リミットについては、Ⅲ. ⑤【クレジット・リミット】、信用集中リスクの管理についてはⅢ. ⑥【信用集中リスクの管理】を参照）
- (iv) 与信管理部門は、与信ポートフォリオの状況（特定の業種又は特定のグループに対する信用集中の状況等）を適切に把握・管理するとともに、ポートフォリオの状況を定期的に取り締役会等に報告しているか。

⁸ コベナンツについては、他の部門が継続管理する場合もあることに留意する。

- (v) 与信管理部門は、新規商品等の取扱い、海外拠点・子会社での業務開始を行う場合には、信用リスクを特定しているか。
- (vi) 与信管理部門は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応のうち金融円滑化の趣旨に照らして、不適切又は不適切なおそれのあるものについて、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告しているか。
- (vii) 与信管理部門は、信用格付の正確性や与信先の管理などの与信管理の適切性について検証するとともに、その検証結果を定期的に及び必要に応じて随時、取締役会等に報告しているか。

③【問題債権の管理部門の役割・責任】

- (i) 問題債権の管理部門は、問題債権が金融機関の経営の健全性に与える影響を認識し、信用リスク管理規程に基づき、問題債権として管理が必要な債権を早期に把握する態勢を整備しているか。
また、国際統一基準適用金融機関にあつては、問題債権を管理・回収する部門が専担の体制となっているか。なお、国内基準適用金融機関にあつても、問題債権を管理・回収する部門は専担の体制となっていることが望ましい。⁹
- (ii) 問題債権の管理部門は、信用リスク管理規程に基づき、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収を行っているか。
- (iii) 問題債権の管理部門は、金融円滑化管理責任者と適切に連携し、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応のうち、金融円滑化の趣旨に照らして、不適切又は不適切なおそれのあるものについて、適時適切に情報を収集し、金融円滑化管理責任者に報告しているか。
- (iv) 問題債権の管理部門は、問題債権の状況について取締役会等が定めた報告事項を報告するための態勢を整備しているか。

⁹ 「国際統一基準適用金融機関」とは、国際統一基準により自己資本比率を算定している金融機関をいい、「国内基準適用金融機関」とは、国内基準により自己資本比率を算定している金融機関をいう。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、信用リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。これらの項目の検証に当たっては、商品特性を考慮しつつ、これらの項目の趣旨を踏まえて検証をする必要がある。
- ・ Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

① 【中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導等を通じたリスク管理】

- (i) 中小・零細企業等である与信先については、その特色を踏まえてきめ細かな与信管理等を行っているか。例えば、以下のような対応を行っているか。
- ・ 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。
 - ・ きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。
 - ・ ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいるか。
 - ・ ライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた各段階においてきめ細かい支援に取り組んでいるか。
 - ・ 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底に取り組んでいるか。
- (ii) 中小・零細企業等に対する与信に関しては、総じて景気の影響を受けやすく、一時的な要因により債務超過に陥りやすいといった中小・零細企業等の経営・財務面の特性を踏まえ、与信先の経営実態を総合的に勘案した信用格付等の与信管理を行っているか。
- (iii) スコアリング・モデルを用いたビジネスローン等について延滞が発生した場合に、経営改善の方策に係る協議に応じることなく、機械的に債権回収や債権売却を行っていないか。また、ビジネスローン等からの撤退等に当たっては、債務者の置かれた状況を斟酌し、必要に応じて代替的な資金供給手段を検討しているか。
- (iv) 担保割れが生じた際に、合理的な理由なく、直ちに回収や金利の引上げを行って

いないか。

- (v) 経営改善支援先については、経営改善計画の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて経営相談・経営指導等を行う等、経営改善に向けた働きかけを行っているか。
- (vi) 短期貸付の更新継続をしている貸出金（手形貸付を含む。）について、更なる借換えを行えば貸出条件緩和債権に該当する場合、安易に顧客の要望を謝絶することなく、適切に経営改善計画等の策定支援等を行っているか。
- (vii) 債務者が大部で精緻な経営改善計画等を策定していないことを理由に、貸付条件の変更等の申込みを謝絶していないか。

②【債務者の実態把握に基づくリスク管理】

- (i) 健全な事業を営む先、特に、中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行に向けた健全な審査態勢が整備されているか。
- (ii) 投機的不動産融資や過剰な財テク融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶など、健全な審査態勢が整備されているか。
- (iii) 顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、例えば、財務諸表等の表面的な計数や特定の業種であることのみに基づいて判断する等、機械的・画一的な判断を行うのではなく、顧客の事情をきめ細かく把握した上で対応しているか。
- (iv) 顧客の技術力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視せず、担保や個人保証に過度に依存した対応を行っていないか。例えば、顧客の事業価値やキャッシュフローの見通し等を適切に検討することなく、融資額が不動産担保の処分可能見込額を超えるといった理由のみで融資を謝絶又は減額していないか。また、過度に厳しい不動産担保の処分可能見込額のみを根拠として、融資を謝絶又は減額していないか。さらに、担保価値の減少等を理由として、相当の期間を設けることなく、顧客の実情にそぐわない追加担保・保証を要求していないか。
- (v) 当局が定める金融検査マニュアルや当局が行う金融検査を理由に、新規融資の謝絶や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行っていないか。
- (vi) 貸付条件の変更等を行った債務者について、債務者の実態を十分に把握した上で、適切な資金供給を行っているか。貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶していないか。

③【問題債権の管理】

- (i) 問題債権の管理に当たっては、債務者の再生可能性を適切に見極め、再生可能な債務者については、極力、再生の方向で取り組むこととしているか。その際、必要に応じて会社分割、DES（デット・エクイティ・スワップ）、DDS（デット・デット・スワップ）、企業再生ファンド等を活用した市場に評価される再建計画の策定に努め、私的整理ガイドラインに沿った整理や法的手続による速やかな対応を実施する態勢となっているか。

- (ii) 延滞が発生した債務者について、延滞発生原因の把握・分析を行い、適時に相談・助言を行うなどにより延滞長期化の未然防止に取り組んでいるか。
- (iii) 問題債権を売却・流動化（証券化）することによりオフ・バランス化する場合には、信用補完等により実質的に当該債権の信用リスクを負担し続けることなく、その信用リスクが明確に切り離されることを確認・検証できる態勢となっているか。また、問題債権の売却・流動化に当たっては、原債務者の保護に配慮し、債務者等を圧迫し又はその生活や業務の平穩を害するような者に対して譲渡しない態勢を整備しているか。

④【信用格付】

信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な信用格付制度を整備しているか。格付区分は信用リスク管理の観点から有意かつ整合的なものとなっているか。

- (i) 信用格付は、債務者の財務内容、信用格付業者による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて付与されているか。また、信用格付は債務者区分と整合的であるか。
- (ii) 信用格付は、正確かつ検証可能な客観性のある形で付与されているか。また、適切な有効期限を設ける等により、適時に見直す態勢となっているか。さらに、延滞の発生、資金繰り悪化、業績の悪化、親会社支援の変化、大口販売先の倒産等の情報を適時適切に信用格付に反映する態勢となっているか。

⑤【クレジット・リミット】

- (i) 大口の与信や反復・継続的な与信を行う場合等においては、必要に応じて予めクレジット・リミット（与信額の上限、与信総額に占める比率の上限、与信方針の再検討を行う与信額等）を設定しているか。具体的な設定や見直し等の管理は、取締役会等の承認を受けて定められた基準に従い、営業推進部門等から独立した与信管理部門が行っているか。
- (ii) 与信管理部門は、クレジット・リミットを超えた際の与信管理部門（必要に応じ取締役会等）への報告体制、権限、手続等を定めたクレジット・リミットに係る内部規程・業務細則等を策定しているか。また、当該規程等に従って適切にクレジット・リミットの管理を行っているか。

⑥【信用集中リスクの管理】

- (i) 金融機関の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先については、合理的な基準により抽出・把握し、その信用状況や財務状況について個別かつ継続的にモニタリングを行い、個別に管理する態勢となっているか。大口先の抽出・把握は、関連企業も含めた企業グループを総体的に対象としたものとなっているか。
- (ii) 取締役会等は、自ら大口与信先を的確に把握し、大口与信先の信用リスク管理を主体的に行っているか。

- (iii) 特定の業種、地域、商品等のリスク特性が相似した対象への与信については、例えば、それぞれのポートフォリオのクレジット・リミットの設定や債権流動化等による信用リスクの分散化により、適切に管理する態勢が整備されているか。

⑦【株式の取得・保有に係るリスク管理】

大口の株式や非上場株式を保有している場合、株式保有に係る減損リスクや処分に係る売却損リスクだけでなく、売却が困難となるリスクがあることに留意する必要があるほか、株主の立場と債権者としての立場における利益相反による弊害を防止するための態勢を整備しているか。¹⁰

特に、平成25年の銀行法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得・保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。

- (i) 銀行法第16条の2第1項第12号の2又は第52条の23第1項第11号の2に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」（いわゆる事業再生を行う会社）の株式を取得・保有する場合、事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。

また、必要に応じて、対象企業の企業価値の向上に向けて、経営改善に関する支援、助言等を行う態勢を整備しているか。

- (ii) 投資専門子会社を活用して、以下の会社の株式を取得・保有する場合に、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。

イ. 同法第16条の2第1項第12号又は第52条の23第1項第11号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」（いわゆるベンチャービジネス会社）

ロ. 同法第16条の3第8項又は第52条の24第8項に規定する「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社」（いわゆる地域経済の面的再生（再活性化）事業会社）

⑧【ABCプログラム等のリスク管理】

ABCプログラム等のスポンサー業務等においては、契約に関わらず、レピュテーションリスク等により流動性補完等を求められる可能性があることも踏まえ、適切な管理を行っているか。

⑨【デリバティブ取引等のリスク管理】

デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、以下の点も含め、適切な管理を行っているか。

- (i) カウンターパーティ別及びカウンターパーティの類型別のエクスポージャーの管理

¹⁰ 市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト等も参照。

- (ii) デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握
- (iii) 担保その他の信用補完措置の有効性の確認
- (iv) 市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施

⑩【中央清算機関との間の取引に係るリスク管理】

清算集中されたデリバティブ取引等に係る中央清算機関との間の取引に係るリスクについて、以下のものも含め、適切な管理を行っているか。

- (i) 中央清算機関との取引固有のリスク
- (ii) 適格中央清算機関又は当該適格中央清算機関が設置された国における中央清算機関への規制・監督の枠組みに重大な欠陥がある場合に生じるリスク
- (iii) 適格中央清算機関以外の中央清算機関について、当該中央清算機関の求めに応じて支払わなければならない未拋出の清算基金について、その全額が当該中央清算機関の損失補填に充てられるリスク

⑪【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】

- (i) 信用リスク計測態勢の確立
 - イ. 信用リスク計測態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。
 - ロ. 信用リスク管理方針のもとで、信用リスク計測手法（モデル）の位置づけを明確に定め、例えば、以下の項目について把握した上で運営しているか。また、連結対象子会社に対しても問題がないか確認しているか。
 - a. 当該金融機関の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロファイル
 - b. a. を踏まえた信用リスク計測手法の基本設計思想
 - c. b. に基づいた信用リスクの特定及び計測（範囲、手法、前提条件等）
 - d. c. から生じる信用リスク計測手法の特性（限界及び弱点）及び当該手法の妥当性
 - e. d. を検証するための検証方法の内容
 - ハ. 資本配賦運営¹¹を行っている場合、信用リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外の信用リスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外リスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。
- (ii) 取締役及び監査役の適切な関与
 - イ. 信用リスク計測手法への理解
 - a. 取締役は、信用リスク計測手法及びリスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。

¹¹ 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト参照。

b. 担当取締役は、当該金融機関の業務について必要とされる信用リスク計測手法を理解し、その特性（限界及び弱点）を把握しているか。

c. 取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、信用リスク計測手法について理解を深めているか。

ロ. 信用リスク管理への取組

取締役は、信用リスク計測手法による信用リスク管理に積極的に関与しているか。

(iii) 信用リスクの計測

イ. 統一的な尺度による信用リスク量の計測

信用リスク量を、統一的な尺度で定量的に把握しているか。統一的な尺度は、全ての必要な信用リスク要素を把握・計測していることが望ましいが、仮に、統一的な尺度で十分な把握・計測を行っていない信用リスクが存在している場合には、補完的な情報を用いることにより、経営上の意思決定に際して、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。

信用リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いた VaR 法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。

ロ. 継続的な検証、ストレス・テスト

a. 与信管理部門は、継続的な検証（バック・テスト等）により、計測手法の妥当性を定期的に分析しているか。また、計測手法の見直しは内部規程等に基づいて行われているか。

b. 与信管理部門は、ストレス・シナリオに基づくストレス・テストにより、信用リスクのストレス状況を把握し、適切に活用しているか。

ハ. 計測手法等の検証態勢及び管理態勢

信用リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、信用リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。仮に、信用リスク計測手法、前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。

また、信用リスク計測手法、前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制、内部規程等を整備し、その定められた内部規程等に従って適切に信用リスク計測手法の管理を行っているか。

(iv) 信用リスク計測手法に関する記録

信用リスク計測手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計測の精緻化・高度化のために必要な記録等を保存し、継承できる態勢を整備しているか。

(v) 監査

イ. 監査プログラムの整備

信用リスク計測手法の監査を網羅的にカバーする監査プログラムが整備されてい

るか。

ロ. 内部監査の監査範囲

以下の項目について、内部監査を行っているか。

- ・ 信用リスク計測手法と、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルとの整合性
- ・ 信用リスク計測手法の特性（限界及び弱点）を考慮した運営の適切性
- ・ 信用リスク計測手法に関する記録は適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
- ・ 信用リスク管理プロセスにおける変更内容の計測手法への適切な反映
- ・ 信用リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
- ・ 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
- ・ 信用リスク計測手法、前提条件等の妥当性
- ・ 信用リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 継続的な検証（バック・テスト等）のプロセス及び結果の適正性

ハ. 監査結果の活用

与信管理部門は、監査の結果を踏まえて、信用リスク計測手法を適切に見直しているか。

(vi) 外部業者が開発した信用リスク計測モデル¹²

イ. 信用リスク計測態勢の適切性

- a. 金融機関の担当者は、計測手法に関する知識を十分持ち、信用リスク計測のモデル化の過程について理解しているか。
- b. 金融機関の与信管理部門及び内部監査部門は、計測手法の理論的及び実証的な妥当性検証を行っているか。

ロ. 信用リスク計測モデルの適正性

- a. 計測モデルに関してブラックボックスの部分はないか。仮に、ブラックボックスの部分がある場合には、計測モデルの妥当性について検証しているか。
- b. 計測に使用するデータの整合性、正確性は確保されているか。
- c. 金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った計測モデルが選択されているか。

ハ. 信用リスク計測モデルの開発業者の管理

- a. 継続的なモデル運用ができ、モデルの精緻化・高度化に向けた取組が可能なモデルの開発業者と委託契約をし、定期的に、開発業者の評価を行っているか。
- b. 信用リスク計測のユーザーに対するサポート体制（研修、コンサルティング及び保守）が十分な開発業者を選定しているか。
- c. モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況について、定期的

¹² 信用リスクの計測を外部委託している場合は、当該検証項目を準用して検証を行う。

に又は必要に応じて随時、報告を受けられる態勢となっているか。

⑫【自己資本比率規制における信用リスク管理態勢】

自己資本比率規制における信用リスク管理に関しては、採用手法に応じた適切な態勢が整備されているか。

なお、詳細については、別紙の「標準的手法の検証項目リスト」及び「内部格付手法の検証項目リスト」に基づき検証することとする。

(i) 標準的手法採用行

イ. 外部格付の取扱い

リスク・ウェイトの判定に当たり、あらかじめ、適格格付機関の格付又はカンントリー・リスク・スコアの使用基準を設け、適切に用いているか。

ロ. リスク・ウェイトの適用

エクスポージャーが適切に区分され、当該区分に応じた適切なリスク・ウェイトが適用されているか。また、オフ・バランス取引、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額について適切に算出されているか。

ハ. 信用リスク削減手法の利用

信用リスク削減手法を用いる場合に、適格金融資産担保が用いられているか。貸出金と自行預金を相殺する場合、保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合は、適切に用いられているか。

ニ. 証券化エクスポージャーの取扱い

以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

a. 告示第8章の規定により、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

b. 信用補完機能を持つI/Oストリップス

(ii) 内部格付手法採用行

イ. 内部統制

取締役会等、信用リスク管理部署及び監査部署は、内部格付手法を用いて自己資本比率を算出するに当たって求められる役割と責任を適切に果たしているか。

ロ. 信用リスク・アセット額の算出

リスク・アセット区分に応じて適切に信用リスク・アセット額が算出されているか。

ハ. 内部格付制度の設計

事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付と案件格付からなる内部格付制度を設けているか。ただし、特定貸付債権についてスロッシング・クライテリアを適用している場合は、期待損失率に応じた内部格付制度を設けることができる。

リテール向けエクスポージャーについて債務者及びエクスポージャーに係る取引のリスクに基づく、これらの特性を考慮した内部格付制度を設けているか。同様のリスクを有する債務者及びエクスポージャーに対して一貫して同一の格付を付与し、又は同一のプールに割り当てることを可能とするように、同一の格付及び同一のプールの定義及び基準を十分に詳細に規定しているか。

債務者及びエクスポージャーの種類により異なる格付の基準及びプールへの割り当ての基準並びに格付の付与及びプールへの割り当ての手続を適用する場合は、不整合な点がないか監視するとともに、一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更しているか。

ニ. 内部格付制度の運用

事業法人等向けエクスポージャーについては、1年に1回以上、債務者格付及び案件格付を見直しているか。また、リテール向けエクスポージャーについて、1年に1回以上の割合でプールの損失特性及び延滞状況を見直しているか。

事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーに関するデータを適切に保存しているか。

自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト及び少なくとも緩やかな景気後退のシナリオの効果を考慮した有意義かつ適度に保守的な信用リスクのストレス・テストを定期的実施しているか。

ホ. 格付の利用

格付並びに PD 及び LGD は、与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものであるか。

また、自己資本比率算出のために使用する PD 又は LGD と与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制のために用いる推計値が相違する場合は、信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しているか。

ヘ. リスクの定量化

PD、LGD 及び EAD を推計（事業法人等向けのエクスポージャーの LGD 及び EAD の推計については先進的内部格付手法採用行に限る。）するに当たり、推計に関連する全ての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いているか。ただし、内部データ及び外部データの利用は、当該データに基づく推計値が長期的な実績を表している場合に限る。

1年に1回以上の頻度で PD、LGD 及び EAD の推計値の見直しを行っているか。

予測される推計に誤差が生じることを考慮して PD、LGD 及び EAD の推計値を保守的に修正しているか。

ト. 内部格付制度及び推計値の検証

事業法人等向けエクスポージャーについては債務者格付ごとに、リテール向けエクスポージャーについてはプールごとに、1年に1回以上の割合で定期的にパラメ

ータの推計値と実績値を比較し、それぞれのパラメータの推計値と実績値の乖離の度合いが当該格付及び当該プールについて想定された範囲内であることを検証しているか。

パラメータの実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、パラメータの推計値を保守的に修正しているか。

チ. 証券化エクスポージャーの取扱い

- a. 以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。
 - ・ 告示第8章の規定により、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー
 - ・ 信用補完機能を持つI/Oストリップス
- b. 証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算方法が特定されていない場合には、銀行がオリジネーターであるときは標準的手法、それ以外のときは外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しているか。
- c. 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。

